

岡山県急性心筋梗塞等の医療連携体制を担う医療機関届出実施要領

1 目 的

この要領は、岡山県保健医療計画に基づき、急性心筋梗塞等の心血管疾患（この要領において「急性心筋梗塞等」という。）の医療に関して、県民の適切な医療機関の選択や医療機関が自主的・主体的に行う連携に向けた取組の促進に資するよう、県が急性期、回復期、再発予防等の経過に応じて求められる医療機能を担っている医療機関の情報を把握し公表するため、医療機関が県に対して行う届出の内容、方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 医療機関に求められる医療機能

- (1) この要領に基づき医療連携体制を担う医療機関は、病院及び診療所（この要領において「医療機関」という。）とする。
- (2) 医療機関に求められる医療機能の区分は、次のとおりとする。
 - ア 急性期 : 救急医療の機能
 - イ 回復期 : 合併症や再発の予防、身体機能を回復させる心血管疾患リハビリテーションを実施する機能
 - ウ 再発予防 : 日常生活への復帰及び維持のためのリハビリテーションを実施する機能
 - エ かかりつけ : ア～ウの機能を担う医療機関と連携し、日常生活における管理等を実施する機能（ア～ウの機能を担う医療機関を除く）
- (3) 医療機関は、県が作成する「安心ハート手帳」又は同等の機能を有する地域医療連携パスツールを用いて、他の医療機関との連携を図るものとする。

3 届出の方法

- (1) 医療機関は、自らの責任において、該当する医療機能について、県に対し4に定める様式により届出を行うものとする。この場合において、県は、必要と認めるときは、医療機関の管理者に対し届出の内容を確認し、又は訂正を依頼する。
- (2) 医療機関の管理者は、毎年県が指定する日までに前年に提供した治療実績等について報告するものとする。

4 届出の様式

(1) 新規の届出

医療機関は、新たに届出を行うときは、次の様式により、届出を行うものとする。

- ア 岡山県急性心筋梗塞等医療連携体制を担う医療機関届
- イ 添付書類：「医療機能調査票」（別紙様式1①～③）
- ウ 添付書類：「安心ハート手帳利用届出票」（別紙様式2）

(2) 変更の届出

医療機関は、届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに、次の様式により、変更の届出を行うものとする。

- ア 岡山県急性心筋梗塞等医療連携体制を担う医療機関変更届
- イ 添付書類：「医療機能調査票」（別紙様式1①～③）
- ウ 添付書類：「安心ハート手帳利用届出票」（別紙様式2）

(3) 辞退の届出

医療機関は、辞退するときは、速やかに、次の様式により、辞退の届出を行うものとする。

岡山県急性心筋梗塞等医療連携体制を担う医療機関辞退届

5 公 表

県は、3により届出のあった医療機関の名称等を、保健医療部疾病感染症対策課のホームページに登載して公表する。この場合において、新規の届出については、原則として、届出のあった月の翌月の5日までに公表し、変更の届出及び辞退の届出については、速やかに、変更又は削除する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月30日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。